

調達要求番号：36A91AX0012

仕 様 書		
洗濯プレス役務	仕 様 書 番 号	
	117 教大-Z000047	
	作 成	令和5年11月20日
	変 更	
	作成部隊等名	
	第117教育大隊	

1 総 則

1. 1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊武山駐屯地第117教育大隊において、洗濯プレスについて適用する。

1. 2 用語及び定義

本仕様書で用いる用語及び定義は次による。

本製品はクリーニングと称する。

2 製品に関する要求

2. 1 一般的要求事項

作業服（迷彩）上下クリーニング（ベルトなし）、洗濯プレス300着。

2. 2 受領・処置

本被服担当者との打ち合わせ日に、武山駐屯地業務隊管理官倉庫より搬出し、洗濯プレス実施

2. 3 納入及び要領

納期までに各号数毎二つ折り、10着1組またはサイズごと紐またはテープで2の字掛けで梱包。

2. 4 納期

令和6年1月31日（水）。

3 品質保証

3. 1 監査・検査

監督・検査の実施要領は契約担当官が定めるものによるほか、本役務完了後、完了調書を1部検査官に提出すること。

4 その他の指示

4. 1 入 門

武山駐屯地に入門の際は、面会所にて入門手続きを行うものとする。

4. 2 疑 義

役務完了までの間、不明点及びその他の事項は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

4. 3 保 全

武山駐屯地内において本役務の工程の記録等に関するもののほか、写真、動画等を撮影してはならない。

仕様書番号	No. R5-45
作成年月日	令和 5 年 10 月 16 日
作成部隊名	武山駐屯地業務隊管理科

水質検査^{*}

役務名称	水質検査
------	------

共通仕様書

1 適用

本仕様書は、陸上自衛隊武山駐屯地の当該役務に関する事項に適用する。

2 用語の定義

- (1) 「現場代理人」とは、点検保守業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために、官側担当者と連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。また、作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者をいう。
- (2) 「業務作業員」とは、現場代理人の指揮により、業務を実施する者をいう。なお、現場代理人は、業務作業員を兼ねることができる。
- (3) 「作業」とは、本仕様書で定める点検保守に当たることをいう。
- (4) 「点検」とは、対象部分について、損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査することをいい、保守又は、その他の処置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- (5) 「保守」とは、点検の結果に基づき、対象部分の機能回復又は危険防止のために行う消耗品の取替え、注油、塗装、その他、これらに類する軽微な作業をいう。

3 受注者の負担

- (1) 点検保守に必要な電気、水道等は、受注者の負担とする。ただし、点検保守対象設備の試運転に係る電気、水道等は、この限りではない。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されている物を除き、受注者の負担とする。
- (3) 保守に必要な消耗品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。

4 疑義に対する協議等

本仕様書において、明記なき事項等が生じた場合は、官側と受注者が結論を得るために協議し、業務の円滑な遂行を図ること。なお、軽微な変更については、請負金額の増額又は工期の延長はしないものとする。

5 報告書の様式

報告書の様式は、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画保全指導室監修「建築保全業務報告書作成の手引き」に基づき作成し、事前に官側の承諾を受けること。

6 関係法令等の遵守

点検保守の実施に当たり、適用を受ける関係法令等（労働基準法、職業安定法、雇用保険法、労働者災害補償法等）及び官側の規定を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

7 業務条件

点検保守を行う日時は、原則として平日の0815～1700までとする。なお、日時を変更する必要がある場合は、事前に官側の承認を得ること。

役務名称	水質検査
------	------

8 業務の現場管理及び安全管理

- (1) 作業場への業務作業等者の出入りの管理、風紀衛生の取締り、火災及び盗難、その他の事故防止については、受注者の責任で管理すること。
- (2) 作業場は、常に整理整頓及び清掃を行い、安全管理に努めること。
- (3) 作業場及びその周辺にある既設建造物に損傷を及ぼさないように、十分な防護を施すこと。
- (4) 作業等に関し、原則として、火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ官側の承諾を受けるものとし、その取扱いに際しては、十分注意すること。
- (5) 作業に関係ない場所及び室への出入りは、禁止する。

9 発生材の処置等

引渡しを要する鉄屑類等の発生材が出た場合は、発生材報告書を作成して、官側に提出し、駐屯地構内の官側が指示する場所に集積すること。

10 完了の検査

受注者は、本仕様書の役務を完了した場合、速やかに官側の完了検査を受けるものとする。なお、監査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再度、検査を受けるものとする。その際、手直しに関する契約工期の延長はしないものとする。

11 提出書類

受注者は、指定期日までに官側の指示する書式に基づき、以下の書類を提出すること。

- (1) 現場代理人通知書
- (2) 役務開始届
- (3) 予定工程表
- (4) 作業日誌
- (5) 作業打合せ簿
- (6) 材料検査簿
- (7) 発生材報告書
- (8) 役務完了届
- (9) その他官側が指示したもの

12 写真撮影

- (1) 受注者は、官側の指示に従い、点検保守前・中・後及び作業後に隠蔽になる箇所の写真を工事写真帳（A4版）に整理し、官側に1部提出する。
- (2) 材料の写真は、搬入の都度、本点検保守に係る全数量及び規格が分かるように撮影する。

特記仕様書

1 件 名

水質検査

2 場 所

神奈川県横須賀市御幸浜 1-1

3 作業場所・採取水槽(タンク)容量

NO	作業場所	採取水槽(タンク)容量
1	01号隊舎	高置水槽 FRP 17.5m ³
2	05号隊舎	高置水槽 FRP 11.25m ³

4 作業日

官側の指定した日。

5 水質検査

- (1) 受注者は、水道法第20条に基づき水質の検査を行うこと。
- (2) 採取場所は、北01号隊舎と北05号隊舎の、各1階足洗い場の水道から水を採取すること。
- (3) 検査項目は簡易専用水道11項目（一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素(TOC)の量)、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、pH値、味、臭気、色度、濁度）とする。
- (4) 採水に必要な容器及びその他の消耗品類は受注者側の負担で行うこと。
- (5) 水質検査を行うものは、水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者とする。
- (6) 建物ごとの、水質検査の結果を書面にて提出すること。

役務名称	水質検査
------	------

仕様書番号	No. R5-46
作成年月日	令和 5 年10月16日
作成部隊名	武山駐屯地業務隊管理科

簡易専用水道検査

役務名称 簡易専用水道検査

共通仕様書

1 適 用

本仕様書は、陸上自衛隊武山駐屯地の当該役務に関する事項に適用する。

2 用語の定義

- (1) 「現場代理人」とは、点検保守業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために、官側担当者と連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。また、作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者をいう。
- (2) 「業務作業員」とは、現場代理人の指揮により、業務を実施する者をいう。なお、現場代理人は、業務作業員を兼ねることができる。
- (3) 「作業」とは、本仕様書で定める点検保守に当たることをいう。
- (4) 「点検」とは、対象部分について、損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査することをいい、保守又は、その他の処置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- (5) 「保守」とは、点検の結果に基づき、対象部分の機能回復又は危険防止のために行う消耗品の取替え、注油、塗装、その他、これらに類する軽微な作業をいう。

3 受注者の負担

- (1) 点検保守に必要な電気、水道等は、受注者の負担とする。ただし、点検保守対象設備の試運転に係る電気、水道等は、この限りではない。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されている物品を除き、受注者の負担とする。
- (3) 保守に必要な消耗品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。

4 疑義に対する協議等

本仕様書において、明記なき事項等が生じた場合は、官側と受注者が結論を得るために協議し、業務の円滑な遂行を図ること。なお、軽微な変更については、請負金額の増額又は工期の延長は、しないものとする。

5 報告書の様式

報告書の様式は、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画保全指導室監修「建築保全業務報告書作成の手引き」に基づき作成し、事前に官側の承諾を受けること。

6 関係法令等の遵守

点検保守の実施に当たり、適用を受ける関係法令等（労働基準法、職業安定法、雇用保険法、労働者災害補償法等）及び官側の規定を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

7 業務条件

点検保守を行う日時は、原則として平日の0815～1700までとする。なお、日時を変更する必要がある場合は、事前に官側の承認を得ること。

役務名称	簡易専用水道検査
------	----------

8 業務の現場管理及び安全管理

- (1) 作業場への業務作業等者の出入りの管理、風紀衛生の取締り、火災及び盗難、その他の事故防止については、受注者の責任で管理すること。
- (2) 作業場は、常に整理整頓及び清掃を行い、安全管理に努めること。
- (3) 作業場及びその周辺にある既設建造物に損傷を及ぼさないように、十分な防護を施すこと。
- (4) 作業等に関し、原則として、火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ官側の承諾を受けるものとし、その取扱いに際しては、十分注意すること。
- (5) 作業に関係ない場所及び室への出入りは、禁止する。

9 発生材の処置等

引渡しを要する鉄屑類等の発生材が出た場合は、発生材報告書を作成して、官側に提出し、駐屯地構内の官側が指示する場所に集積すること。

10 完了の検査

受注者は、本仕様書の役務を完了した場合、速やかに官側の完了検査を受けるものとする。なお、監査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再度、検査を受けるものとする。

その際、手直しに関する契約工期の延長は、しないものとする。

11 提出書類

受注者は、指定期日までに官側の指示する書式に基づき、以下の書類を提出すること。

- (1) 現場代理人通知書
- (2) 役務開始届
- (3) 予定工程表
- (4) 作業日誌
- (5) 作業打合せ簿
- (6) 材料検査簿
- (7) 発生材報告書
- (8) 役務完了届
- (9) その他、官側が指示したもの

12 写真撮影

- (1) 受注者は、官側の指示に従い、点検保守前・中・後及び作業後に隠蔽になる箇所の写真を工事写真帳(A4版)に整理し、官側に1部を提出する。
- (2) 材料の写真は、搬入の都度、本点検保守に係る全数量及び規格が分かるように撮影する。

特記仕様書

1 件 名

簡易専用水道検査

2 検査場所

神奈川県横須賀市御幸浜 1 - 1

陸上自衛隊武山駐屯地内

3 検査日

官側の指定した日時とする。

4 役務概要

受水槽及び高置水槽の内外観検査並びに各槽の検体採取及び検査 1 式細部対象物は「検査対象施設一覧表」による。

「検査対象施設一覧表」

No.	施設名称	給水方式	
		受水槽	高置水槽
1	01号隊舎	RC造 47 m ³ 半地下式	FRP 17.5 m ³
2	05号隊舎	FRP 45 m ³ 床上式	FRP 11.25 m ³

5 採取及び検査等条件

- (1) 簡易専用水道検査の管理に係る検査方法その他の必要事項については、厚生労働大臣が、定めるものとする。

(平成26年3月31日、厚生労働省告示第148号)

- (2) 検査は、厚生労働省の登録を受けた検査機関にて実施すること。

6 採取及び報告日

- (1) 採取から報告書の提出までを履行期限までに完了すること。
- (2) 採取日は、報告書提出日を考慮して決定し、官側に事前に連絡しておくこと。

役務名称	簡易専用水道検査
------	----------